

**宗教法人法 81 条 1 項 1 号に基づく宗教法人の解散命令**

- 【文献種別】 決定／東京地方裁判所  
【裁判年月日】 令和 7 年 3 月 25 日  
【事件番号】 令和 5 年（チ）第 42 号  
【事件名】 宗教法人解散命令申立事件  
【裁判結果】 認容  
【参照法令】 宗教法人法 81 条 1 項柱書き・81 条 1 項 1 号及び 2 号  
【掲載誌】 判例集未登載  
◆ LEX/DB 文献番号 25622421

早稲田大学名誉教授 棚村政行

**事実の概要**

本件宗教法人の所轄庁・文部科学省（申立人）Xは、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）（以下「家庭連合」ないし「旧統一教会」という。）との名称で活動する宗教法人（利害関係参加人・相手方）Yにつき、報告聴取・質問権を 7 回にわたり行使し、教団から資料を収集するとともに、元信者ら 170 名以上から聞き取りを重ね、資料約 5000 点、段ボール箱 20 箱と申立書を提出して、Yにつき、2023 年 10 月 13 日、宗教法人法（以下「法 81 条 1 項 1 号」として引用する。）81 条 1 項 1 号「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」及び 2 号「宗教団体の目的を著しく逸脱する行為」があったとして、東京地裁に対して解散命令の申立をした。

Xは、被害者からのヒヤリングや旧統一教会の損害賠償責任を認めた 32 件の判決、169 人という多数の被害者らの存在から、1980 年ころ以降から多額の献金勧誘行為、物品販売行為、正体を隠した違法な伝道活動が繰り返され、精神的財産的に甚大な被害をもたらしたとして解散命令を求めた。これに対し、Yは、献金はあくまでも正当な宗教活動の一環であり、正体を隠した布教活動も 2009 年のコンプライアンス宣言以降なくなり、解散命令の要件である組織性、継続性、悪質性もなく、このような解散命令の申立は「宗教弾圧」であり、憲法 20 条の信教の自由の侵害であると反論していた。

**決定の要旨**

東京地裁は、次のように説示し、本件解散命令を下した。すなわち「宗教法人と関わりを持つ者が法令違反行為を行った場合において、当該行為者の当該宗教法人における立場、その行為と当該宗教法人の業務又は事業との関連性（行為の目的及び態様、行為に至る経緯、行為の結果及びその効果の帰属等）、その行為についての宗教法人の関与等の事実関係を踏まえて、当該行為者の法令違反行為が当該宗教法人の業務又は事業の執行又は運営として行われたものと評価できるときは、特段の事情のない限り、その行為は、社会通念上、当該宗教法人の行為であるということができ、当該『宗教法人について』法令違反行為があったことができる。」

「民法 709 条が一定の行為を禁止する旨を定めた規定であるとはいえないものの、同条の不法行為を構成する行為は、不法行為法上違法と評価される行為、すなわち、一定の法規範に違反する行為であり、行為者は、同条という法令の規定により損害賠償責任を課せられるのであって、これらの点に鑑みれば、同条の不法行為を構成する行為が法 81 条 1 項 1 号にいう『法令に違反』する行為に当たると解したとしても、同号の文理に反するものではない。」「民法 709 条の不法行為を構成する行為は、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害するものであるから、当該行為が著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる事態を招来するものであってこれに関係した宗教団体に法人格を与えたままにしておくことが不適切となることも、十分にあり得ることである。」

「Yの信者により行われた不法行為に該当する

献金勧誘等行為の態様の悪質性及び結果の重大性について説示したところも踏まえると、上記の献金勧誘等行為は、個人の利益である財産権及び生活の平穩等の侵害を通じ、単に公共の福祉を害するというだけでなく、総体として、『法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為』（法81条1項1号）に該当するものというべきである。」

「Yは、本件問題状況に対する根本的な対策を講ずる契機及び機会を有していながら、上記の根本的な対策を講じておらず、もはや、Yに事態の改善を図ることを期待するのは困難というべきであること、宗教法人の解散命令制度は、飽くまで、法律によって与えられた地位である宗教法人としての法人格につき、それを与えたままにしておくことが不適切となった場合にその法人格を失わせるとの法的効果を有するものとどまり、当該法人格の喪失により事実上生ずる影響は、当該法人格を有していたことに伴う反射的利益に対するものであることからすれば、Yに解散を命ずることは、やむを得ない法的措置であるということができる。」

## 判例の解説

### 一 はじめに

2025年3月、東京地裁は、家庭連合(旧統一教会)に対し、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」があったとして、宗教法人としての解散を命じた。宗教法人の解散命令が下された事案は、無差別大量殺人のオウム真理教事件、霊視商法詐欺の明覚寺事件などの刑事上の犯罪を犯したケースに限定されていた。しかし、今回は、解散命令としては3例目であり、多額の献金勧誘行為や物品販売行為、違法な伝道活動などで多数の被害を被らせた民事上の不法行為でも「法令違反」に含まれることを宣言した裁判例として注目に値する。

また、本件決定は、民法上の不法行為と解散事由の認定でも、組織性、悪質性、継続性などの要件を意識し、組織の実態に踏み込んで丁寧に解散命令の可否を論じた点でも高く評価できる。さらに、40年以上にわたる反社会的な違法な活動を繰り返す宗教法人に対して、法人格の剥奪というペナルティを与えたもので、宗教団体としての

税の優遇措置や財産獲得は制限を受けることになる。しかし、宗教活動は任意団体として続けられ、解散によってその活動に直ちに悪影響が出るものとは考えられないとしており、信教の自由との関係では、実務上理論上、意見や評価が分かれるところである。

## 二 宗教法人の解散命令制度と判例・学説

### 1 任意解散と強制解散

宗教法人が解散する場合、法人自身の意思決定によって解散する任意解散と、一定の解散事由があるときは、法律の規定に従って解散する法定解散がある(法43条)。法定解散には、規則で定める解散事由の発生、合併、破産、認証取消、裁判所の解散命令があるが、法81条1項1号の法令違反行為、2号前段の目的逸脱行為により裁判所の解散命令が出されたケースは、これまで2例しかなく、本件は3例目であった。裁判所の解散命令は、宗教法人制度が濫用されたり、その活動が公益を害したり、宗教団体としての実体を欠くなどして形骸化しているような場合に、裁判所の関与の下で宗教法人としての法人格を剥奪する制度である。

解散命令制度は、宗教法人が設立について認証主義を採用したことから、法人制度の濫用や形骸化などの弊害の是正を図ろうとする趣旨で認められたと解されている<sup>1)</sup>。2019年から2024年までの過去5年間の宗教法人認証事務処理件数をみると、所轄庁が文部科学大臣の宗教法人で解散命令は年間0~2件、都道府県知事の宗教法人は年間13~21件にすぎなかった<sup>2)</sup>。これらは、代表役員が欠けたり宗教施設がなくなり、休眠状態になっている「不活動宗教法人」のケースであり、全国で4000を超えると推計される不活動法人対策も問われている<sup>3)</sup>。

### 2 これまでの先例・学説

法81条1項1号・2号に基づく解散命令が問われた事件としては、最初に念法真教事件があった。この事件では、教祖による女性信者への猥褻行為及び強姦行為、全教師による詐欺的な寄附の勧誘、病人の信者に対する苦行強制での死亡、医療妨害行為などで、信者らから解散命令が申し立てられたケースで、大阪地裁は、法81条1項所定の解散命令の申立権のある「利害関係人」に信者は該当しないとして申立を却下した<sup>4)</sup>。これに

対し、大阪高裁は、「利害関係人」には信者をも当然に含むと判示して、原審を取り消し差し戻した<sup>5)</sup>。差戻審は、最終的には、法81条1項1号・2号に該当する解散事由は存在しないとして請求を斥けた<sup>6)</sup>。

1995年6月、当時の青島都知事は、地下鉄サリン事件などの不特定多数の者を殺害する目的でサリンを生成した殺人予備行為が81条1項1号及び2号違反であると解散命令を申し立て、同年10月、第一審<sup>7)</sup>がオウム真理教の解散命令を下し、第二審もこれを支持した<sup>8)</sup>。また、最高裁も、1996年1月、解散命令制度は、専ら宗教法人の世俗的側面を対象とし、宗教団体や信者の精神的側面や宗教側面に介入するものでなく、司法審査によって発せられる法的規制で、憲法20条1項に反するものではないとして、オウム真理教からの特別抗告を棄却した<sup>9)</sup>。

これに対して、明覚寺事件は、1995年10月に、愛知県警が詐欺の疑いで名古屋の満願寺の住職を逮捕し、翌年には教団トップを詐欺で逮捕し、懲役6年の実刑判決が言い渡された<sup>10)</sup>。民事でも、1999年4月、和解金11億円で明覚寺側は被害者と和解した。文化庁は、1999年12月に、和歌山地裁に解散命令を申し立て、2002年1月、和歌山地裁は、霊視商法により、所属する僧侶等によって組織的・継続的・計画的に詐欺行為を行ったのは、僧侶個人の犯罪というより、宗教法人ぐるみの組織的な法令違反行為で宗教団体の目的を逸脱した行為であるとして解散を命じた<sup>11)</sup>。

### 三 法81条1項1号の解散命令とその必要性

#### 1 法令違反行為の該当性と報告の懈怠

家庭連合（旧統一教会）につき、文部科学大臣は、法81条1項1号に該当する疑いがあるとして、法78条の2第1項3号に基づく報告の懈怠で過料の制裁を求め、裁判所が10万円の過料に処する決定をした事件で、最高裁は、民法709条の不法行為を構成する行為が法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たると解することは、解散命令制度の趣旨に沿うものであり、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為という限定もあるため、同号の規定が「不明確であるとも過度に緩やかであるともいえ」ないとして、原審判断を是認した<sup>12)</sup>。

学説では、法人の適格性の判断に際し、法人に

関する基本規定をもつ民法上の規律違反を考慮することには、一定の合理性があり、宗教法人との関係が薄い私人の不法行為は除外されるなど解釈上の限定はあるため不合理なものではないと評価する立場がある<sup>13)</sup>。

#### 2 宗教法人の解散命令と信教の自由との関係

最高裁平成8年決定は、宗教法人を解散し、その法人格を失わせることが必要かつ適切であり、他方、解散命令によって宗教団体であるオウム真理教やその信者らが行う宗教上の行為に支障が生ずるとしても、その支障は解散命令に伴う間接的で事実上のものにとどまること、解散命令は、オウム真理教の行為に対処する必要でやむを得ない法的規制であること、「宗教上の行為の自由」は最大限に尊重されるべきであるが、「絶対無制限なものではなく」本件決定は憲法20条1項に違反しないと説示した<sup>14)</sup>。

本件決定も、宗教団体に法律上の能力を与えることが不適切な場合に、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、法人格を奪うことを可能にしたものであり、「宗教法人及び信者の教理や活動全般の是非を評価するなど、その精神的・宗教的側面に立ち入ろうとするものではない」こと、解散命令によっても、信者は、宗教団体を存続させたり、団体又は法人の新たな結成を妨げられず、宗教上の行為を行い、宗教施設や物品の新たな調達もできると説く<sup>15)</sup>。そのうえで、解散命令制度は、法人格を失わせる法的効果に留まり、当該法人格の喪失により事実上生ずる影響は、反射的な利益に関わるもので「やむを得ない法的措置」と断じた<sup>16)</sup>。

宗教法人に解散命令が出されると、法人格を失い、税制上の優遇措置を受けられなくなる。また、法人格の喪失に伴い、財産の処分や清算手続が行われ、残余財産は、宗教法人の規則に基づいて他の宗教団体や公益事業に寄付されるか、国庫に帰属するなど事実上の制約を受ける。この点で、最高裁平成8年決定のいう「間接的で事実上」の規制については、宗教法人の施設利用権などは個人の人權と認められず、信者が被る不利益も事実上の不便さに留まると、肯定的に捉える立場もある<sup>17)</sup>。他方で、内面的信仰や行為の精神的・宗教的側面に対する影響を考慮して、当該制限が本当に間接的なものか、信仰に対する直接の制限とみる余地がないのか慎重に検討すべきとの指摘も

ある<sup>18)</sup>。また、間接的規制と付随的規制を区別し、本件事案に限定して認めるという立場もある<sup>19)</sup>。

解散命令後も、任意の宗教団体として宗教活動を続けることは可能であり、悪質で組織的継続的な法人格の濫用や目的の著しい逸脱が認定された場合に、解散命令により法人格に伴う反射的利益を享受できなくなるなどの一定程度の事実上の不利益等は当然に甘受せざるを得ないであろう。

#### 四 おわりに

従来からも、重大な犯罪行為でなくても、民法上の不法行為も含めて、宗教法人が組織的かつ悪質な資金活動を繰り返している場合には、解散命令は必要やむを得ない法規制として憲法上も許容されるとの指摘がなされてきた<sup>20)</sup>。本件決定では、法令違反の内容、程度、規模等が具体的に検討され、信教の自由に対する配慮もしながら、解散命令の要件の立証やその可否が詳密に論じられた。しかし、宗教団体の悪質商法や宗教に名を借りた不当勧誘問題に対する個別的救済に加えて、不当寄附勧誘防止法などの行政的な救済手段も出てくる中で<sup>21)</sup>、法81条1項1号の「法令違反」、同2号の「目的逸脱」の法人解散事由は、具体的にどのような行為を指すのかの明確な基準・指針作りは必要不可欠である。

また、現行の宗教法人法には、組織的継続的な不法行為による多数の被害者を対象とする清算手続の規定はなく、早急な法整備と経済支援だけでなく、宗教二世問題などを含む国による総合的な被害者救済策の検討などが求められている<sup>22)</sup>。2025年6月、文化庁は、解散命令が請求された宗教法人の財産流出抑止の特例法に基づき、家庭連合（旧統一教会）を「指定宗教法人」とし、不法行為などの被害の把握、長期間の弁済、申告期間経過後の被害者への弁済などの清算人の権限を明示する指針案を示した<sup>23)</sup>。指定宗教法人の清算手続を円滑に進め、被害者の救済につながる今後の具体的な展開が俟たれる。

#### ●—注

- 1) 渡部翁『逐条解説宗教法人法〔第4次改訂版〕』（ぎょうせい、2009年）374頁参照。
- 2) 文化庁宗務課「過去5年宗教法人認証事務処理等件数」宗務時報128号（2025年）72頁。
- 3) 行政資料「令和5年『不活動宗教法人の状況等に関する調査』結果について（令和6年6月25日）」宗務時報

- 128号（2025年）31頁以下参照（[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/shuppanbutsu/shumujihou/pdf/128jihou.pdf](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/shuppanbutsu/shumujihou/pdf/128jihou.pdf)）（2025年9月21日閲覧）。
- 4) 大阪地決昭36・9・27判時277号27頁、判タ123号111頁。
- 5) 大阪高決昭38・6・10下民集14巻6号1127頁。
- 6) 棚村政行「宗教法人について宗教法人法81条1項1号及び2号前段の解散命令の事由があるとされた事例」判タ913号（1996年）210頁参照。
- 7) 東京地決平7・10・30判時1544号43頁。
- 8) 東京高決平7・12・19判時1548号26頁。
- 9) 最一小決平8・1・30民集50巻1号199頁。なお、本件評釈として、笹川紀勝・法教188号（1996年）74頁、近藤崇晴・ジュリ1088号（1996年）82頁、同・最判解民事篇平成8年度67頁、光信一宏・憲法判例百選Ⅰ〔第6版〕90頁、高畑英一郎・憲法判例百選Ⅰ〔第7版〕88頁等がある。
- 10) 1999年7月19日付朝日新聞夕刊（東京本社）3頁。
- 11) 和歌山地決平14・1・24訟月48巻9号2154頁。田近肇「宗教法人の詐欺行為を理由とする解散命令請求」ジュリ1246号（2003年）12頁も、宗教を理由に行政・司法が保護を怠りこれを放置することは許されないと説く。
- 12) 最一小決令7・3・3裁時1859号9頁、裁判所ウェブサイト。
- 13) 窪田栄一・新・判例解説 Watch 文献番号z18817009-00-012502606（Web版2025年6月13日掲載）3～4頁参照。田近肇・判例秘書ジャーナル（2025年6月13日掲載）の評論も同旨。
- 14) 前掲最一小決平8・1・30。
- 15) 東京地決令7・3・25裁判所ウェブサイト。
- 16) 東京地決令7・3・25裁判所ウェブサイト。なお、西村枝美「宗教法人への解散命令決定」法教538号（2025年）107頁に本件解説がある。
- 17) 木下智史「宗教団体のあり方と信教の自由の保障」法教189号（1996年）16頁参照。
- 18) 長谷部恭男編『注釈日本国憲法（2）』（有斐閣、2017年）309頁〔駒村圭吾執筆〕参照。
- 19) 小山剛『「憲法上の権利」の作法〔第3版〕』（尚学社、2016年）38頁参照。
- 20) たとえば、棚村・前掲注6）評釈210頁、田近肇「カルト規制に関する憲法学の視点」近法70巻2＝3＝4号（2023年）34頁、藤原究「宗教法人の解散とその基準」杏林社会科学研究38巻3＝4合併号（2023年）143頁参照。
- 21) 棚村政行「宗教団体の経済活動と法」法教515号（2023年）54～57頁参照。
- 22) 全国霊感商法対策弁連「声明東京地裁による旧統一教会に対する解散命令を受けて」全国弁連通信210号（2025年7月30日）6～7頁参照。
- 23) 2025年6月28日付朝日新聞朝刊（東京本社）31頁、2025年6月28日付日本経済新聞夕刊7頁参照。